

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成19年9月12日(水)

開会 9時30分

閉会 11時30分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 山根一枝委員長、丹保健一委員、竹下讓委員、井村正勝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

予算経理室長 中川弘巳 予算経理室主事 杉田直樹

教育支援分野

人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室主幹 吉間禎夫 人材政策室主幹 西浦昌宏

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

特別支援教育室長 梶原久代 特別支援教育室主幹 井坂誠一

生涯学習分野

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室主査 野垣内靖

スポーツ振興室主査 野村知広 スポーツ振興室指導主事 熊野佳幸

## 5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第41号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について

議案第42号 職員の人事異動について

審議結果

原案可決

原案可決

## 6 報告題件名

件名

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

報告2 平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

報告3 平成19年度三重県中学校総合体育大会、第29回東海中学校総合体育大会及び平成19年度全国中学校体育大会の結果について

報告4 国民体育大会第28回東海ブロック大会の結果及び第62回国民体育大会について

報告5 懲戒処分の指針について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

山根委員長が開会を宣告する。

・ **会議成立の確認**

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回教育委員会（平成19年9月5日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・ **議事録署名人の指名**

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第41号、42号が人事案件の為、報告5が意思形成過程の为非公開にて審議することを承認する。  
会議の進行は、公開の報告題1から順に報告4までを報告した後、非公開の議案第41号、42号を審議し、報告5を報告することを確認する。

・ **審議内容**

**報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）**

（予算経理室長説明）

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙通り報告する。

1頁をご覧ください。交通事故の和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をいたしまして、これを県議会の第三回定例会、9月議会に報告しますので事前に教育委員会に報告いたします。

内容につきましては、表の発生原因となる事実をご覧ください。平成18年12月11日、伊勢市小俣町地内の県道伊勢小俣松阪線で発生した、県立明野高等学校に係る自動車による公務上の事故でございまして、相手方車両に対する物損事故、それと相手方の運転者に対する人身事故でございまして、過失割合は、県側は100%、損害額が物損事故で24万3768円、人身事故で78万2320円でございまして、全額県が加入しております保険により対応をいたしております。以上でございます。

**【質疑】**

委員長

報告1はいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**報告2 平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）**

（高校教育室長説明）

平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要綱及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について別紙の通り報告する。

1頁をご覧ください。本日の資料が3点ほどあるかと思いますが、一つは平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項における改善点及び変更点の概要についての資料と、後に新旧対照表が横綴じでございまして、あとは3点、表題のものと横表のものと厚いものがありますので、申し訳ございませんが、厚い資料を下において頂き、この表題の資料の概要と新旧対照表を見て頂ければと思います。それではよろしくお願い致します。

1、三重県立高等学校入学者選抜実施要項です。大きく2つに分かれております。一つは、入学者選抜要項の改善に伴う変更ということで、前期選抜・後期選抜という新たな仕組みによって変わったのが大きく1点です。それから2頁のところ、入学選抜における調査書のあり方についての検討に伴う変更ということで、調査書の中の評定などについて検討会、議会等でもいろいろご指摘を頂き、県民からも意見を頂いたことに対する一定の変更と、大きく分けて2つございます。

まず制度設計に伴う変更を先に説明させていただきます。1頁をご覧頂きたいと思います。1、平成20年度入学者選抜により、これまでの推薦入学と特色化選抜を統合して前期選抜、それから一般選抜、第一次学力検査を後期選抜、第二次募集を再募集、夜間定時制課程の第三次募集を追加募集として実施することに伴い所要の変更を行いました。

(1)ですが、前期選抜の応募資格ということで、これまでの推薦入学及び特色化選抜では、募集枠を定員の100%とする学科コースを除いて、中学校卒業見込みの者を対象としてきましたが、前期選抜は自己推薦を基本とすることから、中学校を卒業した者、過年度生も対象とするということでございます。但し、中学校を卒業した者のみを対象とした特別選抜を実施する高等学校では、前期選抜は中学校卒業見込みの者のみを対象とするということで、これを新旧対照表で見ると、一番初めの1頁の応募資格、(2)でございますが、左側が「新」で右側が「旧」でございます。「旧」の方は、推薦入学を志願できる者ということで、ア、イ、ウ、エというようになっているわけですが、これを前期選抜としたということです。これが1点目でございます。

(2)前期選抜における出身中学校長の推薦の取扱いということでございますが、前期選抜では出身中学校長の推薦書を求める学科コースにおいてのみ、中学校長が事前に高等学校が公表した選抜において重視する要件を踏まえて推薦するとしています。このことから出身中学校長からの推薦については、これまで実施要項に示していた推薦の3要素というのがありましたが、それを活かして学科コースに対する適性、関心及び学習意欲を有し、志願する目的意識が明確である者について、選抜において重視する要件を踏まえて推薦を行うと直しました。それを新旧対照表で見ると、(3)出身中学校長の推薦となっています。「旧」を見ますと、中学校長の推薦となっています。出身中学校長と中学校長との違いですが、出身というのは、前期選抜においては過年度の子どもも出願できるということで、出身という言葉をつけさせて頂きました。それから先ほど推薦の3要素というのは「旧」の右側のアイウとあります、当該学科コースの希望する目的意識が明確であることとか適性、興味、関心及び学習意欲を有することとか、いろいろな活動を書いてございますが、それらをまとめ、該当学科コースに対する適性、興味、関心及び学習意欲を有し、志願する目的意識が明確である者と定義をし直したところでございます。一言で言えば過年度生を前期選抜で受けられるようにしたということでございます。

それから(3)3点目ですが、前期選抜では実施する高等学校が学科コースの特色に応じて、面接または自己表現、作文・小論文、実技検査及び学力検査等の中から指定した検査を実施するとしていることから、別表3により、各高等学校の検査内容をより詳細に示したということですが、これについては、前期選抜がこれまでマルだけをつけていたわけですが、例えば桑名衛生看護は、面接でこういうことをやりますよとか、小論文だったら50分で400字程度というようなことを今回初めて明らかにしました。これまでよりは試験の実施内容、検査内容を分かりやすく子ども達に示しました。それから同じ面接でも、桑名北高校の面接は、個人面接15分ですと違いが一目瞭然で分かるようになりますので、子ども達にとっては非常に理解が早くなったのではないかと考えています。

それでは概要の方に戻らせていただきます。(4)後期選抜を実施する高等学校の学科コースということで、これまでの推薦入学及び特色化選抜では募集枠を入学定員の100%、推薦で100%とる、或いは特色化選抜で100%とると。例えば、松阪高校の理数科などは100%ですが、学科コースで合格内定者が入学者定員に満たない場合には、一般選抜において募集を行なっていました。それが来春からは前期選抜で募集枠を入学定員の100%とする学科コースの合格内定者が入学定員に満たない場合、合格者を100%だせないところは、後期選抜ではなく再募集を行なうということで、後期選抜には参加できないということにしました。それは新旧対照表の3頁の方に後期選抜第3とありますが、その(1)です。「旧」の方は一般選抜ということで選抜方法等が書いてありますが、募集について新たに起こしたということです。それから(5)再募集です。先ほど100%に満たないところについては、後期選抜ではなく再募集と言いましたが、後期選抜と同じ教科等で実施するが、(4)により後期選抜を実施しない学科コースにおいては前期選抜と同じ検査内容により再募集をする。要は前期と同じ教科科目で行う、条件を揃えるということでございます。それにつきましては、概要の4頁、新旧対照表の(2)検査ア、検査内容、後期選抜と同じ教科等により実施する。なお前期選抜で入学定員の全てを募集する学科コースにおいて、合格者が入学定員に満たないために再募集を実施する場合は前期選抜と同じ検査内容にするということで、前期と同じ検査内容とするということでございます。

つぎに(6)通信制課程入学者選抜実施要項ということで、通信制課程においても20年度入学者選抜から全日制課程及び定時制課程と同日に前期選抜及び後期選抜を実施する為、実施要項に所要の変更を行ないました。通信制においても全日制と同じように前期を行うということで、概要の新旧対照表の5頁目、「新」が通信制課程入学者選抜実施要項で、前期選抜と書いてございます。これまで通信制では前期選抜というのはありませんでしたので新たに起こしたということです。

最後(7)前期選抜における自己推薦書ですが、前期選抜は自己推薦を基本としていることから、これまでの推薦入学及び特色化選抜で提出を求めていた、なぜここを希望するのかという志願理由書を改めて自己推薦書としました。また、志願者が自己推薦理由を記入しやすいように、記入上の注意により内容を例示しました。自己推薦書ということで様式17、前期選抜とあります、これを子ども達に書かせるということでございます。

井村委員

これは全部書くのですか。1行で終わるといふわけにはいきませんよね。

高校教育室長

中学校が進路指導の一環として指導しますので、一行ということはないと思います。中学校の3年生の担任の先生が、事前にこれでは駄目ですよと進路指導のキャリア教育の一環として指導して頂けると思っております。前期選抜、後期選抜という制度設計により変わる点でございます。

概要に戻って頂きます。2の入学者選抜における調査書のあり方についての検討に伴う変更についてです。入学者選抜に用いる調査書の各教科の学習の記録は、15年度入学者選抜から目標に準拠した評価、絶対評価により記載されていますが、地域間或いは学校間で格差があると。例えば5を乱発するところと、5が少ないところがあるとか、いろいろな問題が出ています。そういう中で調査書に記載される評価の適正さ、あるいは信頼性を確保する方策について検討会で話し合いを持ち、県PTA或いは塾の関係者からも意見を聞いて頂きました。その結果、20年度当面については(1)(2)を行いたいということでございます。

(1) 評定分布表の様式の変更です。これまで評定分布表には各教科の評定ごとの人数のみを記入していましたが、各教科の評定毎の割合を分かりやすくするために%欄を人数欄の下に追加しました。また、各中学校での調査書作成の手順とかチェックする事項を統一する為、調査書作成委員会の記録欄も追加しました。概要の7頁に様式の「旧」と「新」があります。上段が「旧」です。国語から外国語まで横にありまして、5段階で合計というもので、「新」は国語から外国語で5の人数と%を書く。なぜ%を書くのか、相対評価ではないのか、戻るのかという意見もあったのですが、このぐらいの割合がいるということ意識してもらうことが大事ではないかと、委員あるいはPTAからも意見が出まして、そういうところで中学校の一定の歯止めになるのではないかと話もございました。

それから、学校の調査書作成委員会の記録です。各中学校には調査書作成委員会がありますが、それについて～という事で、それぞれどういう体制で行ったのかということをお自分達が自己点検します。例えば人数、回数、開催日とか、成績一覧表から転記或いは読みあわせを行なった日とか、成績一覧表から調査者への点検を行なった日とかをチェックします。そうすることにより、手順についてはチェックすることができていくのではないかと、一つの中学校全体で、そういう手順について共通理解を図られるのではないかとということで、改善をしたところでございます。

それでは、(2) 評定分布表の高等学校への提出です。これまで評定分布表については、各中学校から市町の教育委員会を通じて県の教育委員会に上がっていました。20年度入学者選抜からは各中学校が調査書作成にあたって実施した手順やチェックについて志願先の高等学校にも明示するということと後期選抜出願の際に各中学校から高等学校へも評定分布表を提出します。中学校の校長先生方も、県へ出しているのだから高校へ送ってもいいと賛成を頂き、現場も問題ないということ。メリットとして、中学校はこれだけ厳正にやっていますよということをお高校へ自己申告するという意味合いがあり、分布表もうちはこのように5をつけていますと宣言することになるのではないかと中学校も了解しています。これは高等学校から本来要望があったものです。

それでは3、その他のところでございますが、事務的なこととなりますが(1)、中学校からの出願手続きの際の委任状の提示については、従来は中学校から高等学校への出願手続きを中学校長に代わり所属職員が行う場合、窓口で身分証明書等を提示する等の方法を探っていました。中学校から5校、6校高校を受けに行くと校長は回れませんが、進路主任とか学年主任が代わりに行っておられるところもあります。そういう時に、中学校、市町の教育委員会が身分証明書を作っていないと、窓口でトラブルが起こるようなこともありました。手続き方法を統一し明示して欲しいという要望がありましたので、委任状の様式を定め、出願手続きや志願変更の際に提示するようにして、代理人であるということをお分かるようにしたということです。

それから(2) 実施日程カレンダーの追加ということで、これは、表紙の裏に実施日程、裏表紙の裏にカレンダー形式で掲載することにより、より見やすく改善を図ったというわけ。空白も入れて、上の方、左から月、曜日があり、全日制課程、定時制課程、通信制課程、通学区域外入学志願許可申請とか、特別支援学校ということでこれを見れば子ども達がどのぐらいの間があるのかとか、或いは学校の教職員がこういう準備をすればいいのだなというのが分かるのではと付けさせて頂きました。以上が、県立高等学校入学者選抜の要項についてですが、引続き、特別支援教育室からご説明申し上げます。

(特別支援教育室長説明)

特別支援学校の入学者募集要項についてご説明させて頂きます。3頁をご覧下さい。主な改善点、変更点は次の4点になっております。1つ目は、特別支援学校への移行に伴う変更で、盲・聾・養護学校が特別支援学校になったということで、これまで学校種別毎の入学者募集要項を出させて頂きましたが、特別支援学校入学者募集要項として一本化をさせて頂きました。

それから2つ目ですが、応募資格を有する者の記述の整理ということで、要項の方は学校毎の記述をしまして、中学校の卒業者を加えるとともに、学校教育法施行規則第73条16の5により同規則63条を準用

しまして、卒業者と同等以上の学力を有する者との表記で統一させて頂きました。

3つ目はもうご存知のように、杉の子特別支援学校の教育部門の追加ということで、平成20年度選考より杉の子特別支援学校が新たに知的障がい者も対象とすることになったという事を応募資格に追加をいたしました。

4つ目に関しましては、選考内容の記述の整理ということで、学校毎に違いがございました選考内容をきちんと整理するとともに、教育部門を設置する特別支援学校の選考内容を統一いたしました。大きくはその4点の変更となっております。

それでは、募集要項に沿って詳しく説明いたします。要項の107頁をご覧ください。グリーンの紙が挟んでありますが、それ以降が特別支援学校の要項です。まず募集する学校及び学科につきましては、盲学校は高等部及び高等部専攻科、聾学校は幼稚部、高等部及び高等部専攻科、そしてその他の特別支援学校は高等部とまとめさせて頂きました。

次に2つ目ですが、応募資格を有する者に関しましては募集要項の2にございますように、高等部に関しましては学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業生、もしくは平成20年3月卒業見込みの者またはこれと同等以上の学力を有する者と定めております。また聾学校に関しましては、募集予定の幼稚部が入ってまいりますのでこの幼稚部に関しましても、22条の3に該当するとともに20年度4月1日現在で満3歳以上5歳以下の者、そして盲学校も聾学校も専攻科に関しましては、特別支援学校高等部もしくは高等学校の卒業生もしくは平成20年3月卒業見込みの者またはこれと同等以上の学力を有する者としております。

それから109頁、3番のところでございますが、出願期間及び選考期日に関しましては6月の定例会で承認して頂きましたように、平成20年1月28日から1月31日までとしております。また選考期日が3月13日ということでございます。ただし聾学校の幼稚部に関しましては、出願期間が平成20年1月9日から25日まで、選考期日が2月8日となっております。

続きまして110頁の選考内容でございますが、教育部門で選考内容を表示させて頂きましたが、生徒の障がいの状態が非常に多様であるということから、この選考内容に沿いまして各学校で生徒の実態に合わせた形で実施をしているという状況でございます。

また要項の111頁でございますが、合格発表に関しましては、各学校の入学者判定会議の審議に基づき校長が決定し、選考後1週間以内に本人宛に通知するという事になっております。以上、平成20年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてご報告致しました。最後に、本年度も昨年度と同様に平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項と特別支援学校入学者募集要項を今後、市町教育委員会、県内各中学校に配布する予定でございます。平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項に関しましての報告は以上でございます。

## 【質疑】

委員長

はい。では報告2はいかがでしょうか。

竹下委員

自己推薦ですが、100%募集し、再募集という事になっていきますね。今までは一般試験で合格させていたようですが、問題があったのですか。何か支障があって同じ試験にしようという事になったのですか。それとも単に整合性を図るためですか。

高校教育室長

前期選抜と後期選抜で違う尺度で選考しているという事もありまして、後期選抜の学力試験を実施しないところが前期選抜は実施している、そういうところで前期選抜の選考方法を、学力試験型でない方法に改めて実施するという事です。

竹下委員

現実の結果はどうだったの。これではいけないという何かあったのですか。

高校教育室長

いろんな意味で、新しい選抜制度を違う尺度で実施していこうという発想です。

学校教育分野総括室長

これまでは、前期という尺度で特色を出して取ろうとしていたのに、定員に満たなかったから取りますと。要するに定員の設定自体も安易だったのではと思います。希望調査とかもしているわけなのに、100%という無理な設定をして結局は定員には満たなかったので後期でまた合わせて頂きますと、一貫性もないし哲学もなかったというところがありました。今回の前期後期というのを契機に、安易に100%にするということの抑制を兼ねて、前期で100%を設定するのは覚悟が必要で、そこで満たなかった場合は後期のチャンスではなくて改めて再募集をやって頂く、だから基本的には前期でしっかり100%を学校で集めない

といけないという意識付けをさせる面もありますし、整合性ですね、特色を目指して勉強して頂いて急に5教科揃えて勉強して下さいという不釣合いをなくす2つの狙いから今回整理しました。

竹下委員

はい。それではもう1つ、評定分布表をこのように直すということは、相対評価にして欲しいという声が強かったのではないのですか。

高校教育室長

そういうことではなく、それぞれどのような基準で評定を付けているかを各教科がしっかり把握するということがあります。例えば小さな中学校の場合、技術とか家庭とかは1教科1人の教員が評定を付けているので、教員1人では合理性ができていない。そういうことについてはやはり、校長なり調査書検討作成委員会で、これはこういう事情でこうなっていると共通認識してもらって、そういう意味でこの%を付けるということです。相対評価に戻せとかではなく、この割合がほんとうにいいのか、ということを経験者みんなが確認するという意味で使って欲しいということです。

竹下委員

いえいえ、教育の仕方とかそのような問題ではなく、選抜するという観点から見た場合に、絶対評価では非常に判定しにくい、だから極端に言えば、一応順番を一度つけてくれよと。その受験者がどのくらいの状況にいるのか、みんなの相対的な中でどのくらいの順位にいるのか、そういうところを大雑把に掴みたいということではないのですか。子どもの教育とかよりは、選抜という観点から見た意見ではないのですか。

高校教育室長

選抜という観点からの意見ではないです。どちらかと言えば、高校側が例えばA中学、B中学、C中学、D中学とあるけれども、それぞれにどのようなバラつきがあるのかを把握したい、高校側はそういう意味合いがあった訳です。高校側は、100%、80%という選抜を基本としている訳ですが、第二段階選抜、第三段階選抜という、非常に競ってきた時に、この学校の分布の形を参考資料にしたいということがあった訳で、当然高校側は中学校と連携しているいろいろなことが分かっているはずなのですが、子ども達までは深くは分かっていますから、中学校全体の教育がどのように行われているかを見たいということで、%とか或いは中学校から高校へ評定分布表を提出して欲しいというのが高校側の言い分だったのです。

中学校側としては、こうすることによって自分達が再度校内の中で、お互いの成績について共通理解を深めるところができます。例えば、先ほど言いましたように、美術だと一人でつけている、本当にそれがいいのですかと。音楽だと一人でつけていますが、そのことがいいのですかということを経験者も含めて、確認をするということに使えるのではないかと、今回、%も然りですが、中学校から高校へ上げることで、一定の精神的な歯止めもかかるのではないかと思います。要は、よその学校も5が多いから、安易に5をつけていこうという傾向がここ2、3年どちらかと言うとあり、情報開示で求められても、親とか子ども達に説明するのに、正確なデータが不十分だということです。

絶対評価に関し、評価の仕方について小中学校に対しては研修会などをこれからも行っていくということが当然ある訳ですが、20年度にやれることはこれだけかなと思います。21年度以降については、更なる改善として、調査書作成委員会の記録という1から5までありますが、それに加えて、もう少し中身を濃くしたチェックリストにより、評価そのものにチェックを入れていこうということで、今は素案を作っている段階です。調査書の評定については、更に改善を図って県民とか議会から指摘されている点について、真摯に対応していきたいと思っていますところでございます。

竹下委員

そんなに難しいことを聞いているのかなという気がしますけどね。2頁の2のすぐ下のところ、評価について記載されているが、地域間や学校間で格差があるとの指摘があるためとありますが、多分このような指摘がいっぱいあったのだと思います。例えばある学校で5がついているが、隣の学校では3が非常に多い。それで、選抜試験をした場合に3の子の方が優秀で入れたい。しかし、3の子を通して5の子を落とした場合に、いろいろとクレームがつく可能性があり得る。これは要するに学校の評価が違ふんだということを説明したいから、この学校は5が何%、3が何%ということを経験者も含めて明記して欲しいということではないのですか。この学校とこの学校と比較ができなくなってしまうので、それを比較するために、結局は相対評価を望んでいる、一応そういう数値が欲しいということではないのですか。

学校教育分野総括室長

竹下委員ご指摘の通り、客観的に評価する、究極に割り切るとそういうことになります。選抜というのはそもそも相対評価の争いなので、絶対評価では争えないのが性格なので、大阪府などでは入試に出す調査書は相対評価に直して出してくださいと割り切っています。三重県でも他県を例にしながら関係者と議論をしましたが、そこまで割り切るまでのコンセンサスはありませんでした。

今室長が説明したように、まずは中学校の方の意識、これまで全く他を見ずにつけていたという流れをもう少し冷静に点検していただくため、自己点検の一つの評価基準として毎年比較をしたり、他の学校と情報

交換して、まず使っていってもらおうという事が今回の見直しのコンセンサスです。ただ、今言ったようにこれをやってみて、やっぱりこれでは説明責任を果たせないという形から一歩進んで、千葉県などでは行っているのですが、入試の調整にも使い、極端な学校は調整率をかけて低くさせるといった段階に進んでいくのだと思いますが、今のところは20年度を見ていこうという事になっています。

竹下委員

それを言いたかったのですけれどね。要するに県立とかの選抜、或いは公立の選抜は公平にしないといけない。公平性という点からいくと、数値だけ比較して下の子を選ぶという時に、何か根拠付けをしなくては行けない。そうなってくると、やっぱり普通の成績をつける時と選抜の時の評価とは違うという方向に行ってもいいかなと思いました。

教育長

中学校が出してきたこの表に対する評価はもちろんしないし、或いは他校との比較とかも外へは出さないですよね。中学校は自らのこの分布図を学校に提出するだけですよね。

高校教育室長

そうです。

教育長

それで今言ったように学校の中での意識がそんなに変わってきますか。

学校教育分野総括室長

やっぱり%を出さないのと出すのでは、かなり違ってくると思います。それだけでも変わるというのが、中学校側の意見でしたので、我々はそこまでいくのかなと思いましたが、まずは信じてみようと思いました。

教育長

フィードバックしていくのであれば、だんだん相対評価に近づいていく。

学校教育分野総括室長

入試の段階では、時間もありませんし、他校と比較していないのですが、年度が変わってからの検証という事で、実際の入試の可否との関係を市町の中で持ち寄って行って下さいというお願いをしています。研修などで使ってくださいと。だからタイムラグがありますけれど、段々改善したいと思います。

教育長

例えばA校の校長先生はB校の評定分布表が分かるわけですか。

学校教育分野総括室長

市町の中で、中学校の評定分布表を集めて比較検討して頂く。その中で高めに合わせるのではなくてより適正な方向を調整します。今までそういった事は行っていませんでした。

教育長

相対評価の方法じゃなくて、絶対評価の中でそれを見直すわけですね。

学校教育分野総括室長

評価を磨き合うという意味合いです。調整という感じだと結局、数字を合わせる事になりがちで、逆に評価が廢れる形になりますし、今、中学校全ての評価が不信であるというメッセージを我々が出してしまう事になります。見直しされずに、また保護者やそういうところから批判があったらもう少し違うやり方を考えていかないと行けない。

竹下委員

もう一度、念を押しておきます。私は別に絶対評価を批判しているわけではなくて、絶対評価は絶対評価でいいと思っているのです。それが教育のためにはいいのですが、選抜をするという観点からみた場合にね、これは自分の体験から言うのですが、私の大学も各高等学校からの評価、内申書を見て、判断するのですが、全部ばらばらなわけですね。だから比較できないわけです。できないけれども、ある程度客観性を保とうと思うと、その数字が大きくなっていくわけですね。こちらの学校は5がいっぱい付いている、隣の学校は2とか3ばかりでも、そちらの方がいい場合が往々としてあるわけですね。しかし、それをなかなか選抜しにくいというような事もありますので、多分、高校の選抜する側の方は、なにかもう少し客観的ないい数字が欲しいという事じゃないかなという想像をしているのですけれどね。そうなってくると、そういう選抜者用にある程度全部が共通するような評定も必要かなと思います。今回はその折衷案的なものかなと判断したのです。

高校教育室長

総括のお話にありましたが、評価のあり方を変えていくというか、相互チェックをしていくという、そこへ行きつかないといけな。高校から大学と、中学校から高校とは若干違うと思うのですね。小中の場合、義務教育で同じ内容を教えますが、高校は学科によっても、教える内容も違いますから、例えば数と数学Aとかは内容が違うと思います。中学校の場は9教科一緒です。そういう中で、数字だけでなく、その数字のもつ裏の評価の仕方について、観点別評価とかいろいろなことが言われていますが、その観点別だけでは

く、国語という教科の中のこういう点がクリアしていれば、一重マル、二重マル、三角とか、そういうことをやって、例えば、これだけのマルがあるから5を付けるのだとかそういうことをやっている県もあるわけですね。

そうやってお互いが磨き合っていく評価の仕方、それからもう一つは、例えば、神奈川県がそうなのですが、中学校別に評価分布の数字をホームページでアップしていくことによって、市の教育委員会、町の教育委員会が全体の評価のレベルが分かるということなのです。

数字だけでなく、その評価の仕方、方法をこれから精査していきたいと総括が言われたように、今少し手間取っていて改善策にはなっていないので、この数字だけを見て、相対評価に近づいているのではないかと、竹下委員の指摘だと思いますが、今のこの時点では、指摘されていることもやむを得ないですが、相対評価に戻っているのではなく、評価のその数字の裏をどうやって高めていくかということについて今検討させて頂いています。

教育長

しかし、運転を誤ると、違う方向に行ってしまう。きちっと伝えていかないといけない。

学校教育分野総括室長

極端に5を乱発しているところは、少し反省気味にそうして欲しいのですが、あまりそこは極端に全てに走ると、あまり意味がなくなってくるかなと思います。もちろん効率性の観点では、分かりやすい方がよくて、実際、試験一発の方がいいというのが、保護者や学習塾の方々の声です。全ての学校で調査書を使わなければいいのかと言うと、やっぱり使った方が意味のある学校や学科特色もあります。今回の改正では、進学校等は一定の何%というような形なので、それについては学力を主として取っていきこうということで、たまたま中学校の評価が低くても、これまでと比べる、シミュレーションすると、学力でかなり救われるというふうに出ていますので、公平性の確保という意味でも、これまでより少し説明がつくかなと思っています。

いずれにしろ、人間がつける評価でございますので、いろいろなことが出てきます。学校でも意欲、態度というか、すごく曖昧な評価になっていまして、親から言われて、毎回分からなくても手を「はい」と挙げる生徒もいます。それで意欲態度がAになる。また、中間期末だけ決めればいいのかという世界もあります。評価について模索している段階なので、少し、模索の中で、あまりにもそれを全否定せずに、もう少しチャンスあげて改めてもらおうということです。

井村委員

議会、県民、保護者とかの意見とかそういうようなものですか。他にいろいろな意見を聞いたという話を聞いていますので。

学校教育分野総括室長

基本的には保護者や一般県民の方々の意見というのは、公平性というのを一番前面に出していますし、極端な話、学力検査だけという意見もあります。中学校とか指導に関わっている立場からすると、それでは学校教育の否定だというような形だしいところも調査書にはあるという意見があり、高校でもやっぱりこれまでの経験則から入試選抜に調査書があったほうがいい場合が多いということです。

2002年に絶対評価になった時点で、国も含めて全体で議論すべき事がずるずる来てしまったということがありますが、各県も模索している中で、完璧なやり方はなくて、三重県は失敗と成功を見ながらより改善していくということです。極端な話、失敗したから次の年、急に態度を変える訳にもいきませんので、保護者とかに納得して頂けるかどうかは、実績を見ながら慎重に考えながらやっていきたいと思っています。

丹保委員

7頁の(3)出身中学校長の推薦というのがありますが、別表2は前の9のア、イのことを言っているわけですか。

高校教育室長

48頁の選抜において重視する要件ということで、これは3月に教育委員会で報告させて頂いた各校別の学校の特色を重視しますよという要項です。

丹保委員

分かりました。それから募集定員の問題ですが、学力が非常に低い子を、高校としては採りたくないのだけれども、無理に採っているという事はないのですか。100%採れとか、強い圧力があり、あまりやりすぎると、高校のレベルを低くしてしまいます。今あちこちでそういう意見がありますね。大学にしても問題あり、高校にしても問題あり。そうなってくると高校としては、こんなひどいのはどうしてもという、ある程度の余裕を持たせてあげた方がいいのではという気がします。私の意見としてそうしるとは言いませんけど、そうしないと、例えば同じレベルで3名とか4名いまして、これはひどい、非常にとんでもないという話になった時に、無理やりに入れてしまうと、かえって高校の中がおかしくなって子ども達が混乱してしまうと思うのですね。そういうことが起こってくるのではないかと、そういう心配があります。その辺緩やかな

対応をして頂きたいなと思いますね。

高校教育室長

募集定員、入学定員については、教育委員会で決めて頂いて、各校別にふるということで報告させて頂いたところです。そういう中で、志願者の動向とかで定員の埋まらない学校があっても、例えば学力は低くても意欲がある子はいまして、それが高校の選抜の中でこれは良いではないか、3年間続けられると判断し、うちで責任をもって教育しようという場合は学力が低くても入れる場合もありますし、定員が割れていてもこれを入れると、全体の学校教育がどうもおかしくなるからと、成績が良くても落とす場合もあります。

実はそのあたりについて、総括室長が県立学校長会議の中で、例えば、320人定員のところで300人しか集まらなかったが、全員入れることによって学校の集団が守れないという場合、300人全部採らなくてもいいですよ、説明責任はきちんと果たせませうと言われました。ただ、担当室長としては、なるべく採って下さい、議会でも教育委員会でも、聞き容れてくれたことですので、それは採って下さいねと、表向きには言っています。学校長は、経営者としての立場でうまくやって頂いて、この子が3年間本当にきちんとやれるかやれないかを判断して、入学の許可をして欲しい。それで、定員に足りなかったが、全部入れなかったということについては、県教育委員会が説明を学校長から厳しく聞いて、それがなるほどということであれば、県教委が一部責任を負うという形で、動かして頂いております。

学校教育分野総括室長

実施要領の下にはもっと細かいものがありまして、2000年度までは絶対採りなさいとなっていたのを原則として採りなさいと訂正をしました。

丹保委員

全然違いますよね。

学校教育分野総括室長

プレッシャーを解除したというのは、これまでどんな子でも絶対採りなさいとしていました。それはもう学力云々ではなくて、やる気があるかは別に、97%の高校で、学力のない子がたくさんいらっしゃると思います。義務教育が終了しているとは言えない子がです。分かりやすい教科書も出ていますし、責任を持ってやっていく。

秩序の面で、中学校からの情報では、この子は絶対高校でもたないと言っているが、定員は余っていて、採らざるをえなかった。その子は案の定、学校の秩序を乱し暴走行為によって捕まるというようなこともあり、学校もまた評価を下げていくという中で校長先生からの不満が非常に多かった。募集定員からしっかり議論を重ねてきたし、これでいいと校長も了解して募集定員を定めているものを反することは原則としてはおかしいですが、実態として志願者が上がってきた中では、学校が責任を持って、学力はともあれ、意欲とか学校の生活をちゃんと守れるかそういうことを特に面接とかを重視して判断し、しっかり採っていきます。

丹保委員

こういう方向であまり厳しくやるとかえって問題が起こる。はい、分かりました。

井村委員

いいと思います。

委員長

私はちょっと反対なのですが、はみ出した、そういう子達は社会に放り出せばいいのですか。高校を受けないで、どこで教育してもらおうのでしょうか。刑務所でしょうかね。やっぱり、三重県は安全で安心な社会を目指すために、教育委員会が担っている責任は大きいし、そしてまた、その先生の言うことを聞く子だけを選んでくるのは、それはちょっと情けないですね。どうしようもない子を高校に入れて叩き直して社会に出していく。全力を尽くす。それでも駄目だった子は、他のいろいろな総力をみんなで結集して自立させるという方向がなさすぎですね。教員然りで、情けない教員がいたら、徹底的に再教育して、自立した人間にさせる。不適格だからもう辞めてもらおうというような、風潮は県教育委員会が持つべきではないと本当に思います。

丹保委員

先生方は、受け入れたいという気持ちが多いのですよ。それでもね、どうしようもないのがいるのですよ。それはもう、学校に入ったらすぐ暴れ出すとかですね、そういうとんでもない事例があります。そういう場合は、高校教育が成立しないのですよね。そういう時に先生方がそれでもしょうがないからというのは非常に少ないです。高校の受け持つ先生方と、一度そういうお話しする場を持ってもらいたいと思いますけども、現場の状況と理想的な状況とは違う気がします。

あまり100%採りなさいというと、もうノー試験なので、先生方が非常に困っている場合もあると伺っているので申し上げました。成績は悪いし意欲はなくても入れているのですね。これは例外中の例外とおっしゃっていただいた方がいいですね。だから100%義務教育にするかしないかという議論になってくると思います。

まだ高校は義務教育でないので、そういうところのぎりぎりの線で私は申し上げました。

先生方に関しても私はむしろ裁く前に予防しなければいけないとか、環境整備をしなければいけないとか思っていますし、子ども達にもそう思っているのですが、現場は、ものすごくひどい状況にある高校があるのですね。無理やり入れて果たしてそれでいいのかわかるかですね、親の方からもクレームが出るのですね。そういう問題を少し柔らかく考えた方が、先生方にとってやりやすいのではないかと思います。だから趣旨としては、委員長さんの考え方に特に反対ではないですが、ただ例外的なケースがあるのでそれで申し上げたわけです。

竹下委員

私は、委員長に大変反対です。高校は、高校生を鍛え直す場ではなくて、一応勉学を教える所です。その勉学が大嫌いだという子が結構いるのですよね。それで以前は、中学校を卒業してすぐ社会に出てなんとか働く、そこで自分の持ち味を十分に発揮するという子は結構いた。まあ発揮しない子も勿論いましたけども、今、ほぼ全員が高校に行く。大嫌いな座学をしなくちゃいけない。そもそも座っていることができず、結局は暴れだして行く。それを高校の普通の先生に鍛えろということは無理な話で、そもそも高校というのは、勉強させる所ですから趣旨が違はずなのです。だから、何かそういう施設を造るのなら別ですけども、もともとそういうのは、いろいろな職場で鍛えるという形でやってきた。確かに今、職場もおかしくなっています。

ただそれを安易に高校に入れて何とかやっていけという場合、そういう子が混じるとその高校自体がおかしくなっていく。すぐそれは伝染しますから、今はそれが大学まで来ていますから、日本全国の大学でいけば、数10%くらいになっていると思いますが、大学も大学では無くなってしまっている。となってくると日本全体が狂ってくる。それで皆が、我慢しながらやっていくというのは、それはそれでいいのかもしれませんが、私はそれではいけないと思っています。本来の大学に戻す、本来の高校に戻すという形で行くべきだろうと思います。問題児をどうするかということは、また別に考えていく必要はありますけども、高校に入れてということでは、解決策にはならないと思っているのですけどね。

井村委員

私も同じような考えですが、既に僕達は30年間それをやってきた、十分にやったんじゃないかなという気がするのです。やっても、やっても、どんどん泥沼に入って、ますます悪い子になっていく、親まで悪くなってしまふ。おっしゃるようにどこで受け止めるか大変難しいことで、地域の問題なのか、会社の問題なのか分かりませんが、親までそういうふうになってしまったので学校も大変だと思います。

竹下委員

学校全体を駄目にしますからと思っています。

井村委員

今回、中学を卒業した者、つまり見込みの者だけではなくて、というのは何かそういう要望とかあったからですか。

高校教育室長

要望と言うよりは、推薦と特色化選抜というのを、前期選抜にしましたものですから、推薦は、学校長の推薦だけでしたが、やはり卒業した子も推薦書が出せるようにする為、卒業した者も対象としました。

井村委員

具体的に高校浪人ですか。

高校教育室長

そういうこともあります。或いは、どこか社会に出てというようなこともあるかなと思います。そういうことも含めて、中学校を卒業した者も対象とします。これは、みえ夢学園、北星高校或いは伊勢まなびですね、要は中退した子や、なんらかの形で高校に行けなかった子を対象にした特別選抜がありましたから、それを対象にしていく、そういうイメージです。

中学校を卒業した者でも、その時点で卒業、入学していない者でも、勉強をやる気がある子は、また特別選抜で枠がありますから意欲を持って貰うということが一番大事だと思います。学びたいという意欲を大事にしたいと思っています。

委員長

特別支援学校は選抜ではありませんから、書いていないのは当然かなと思うのですが、普通高校にやるのならそちらの評価基準で内申をつけないといけない、特別支援学校にやるならそちらの方向の内申書を書かないといけない、それが中学校によってばらばらで、両方つけている所とどちらかひとつつけている所とあるようなんですね。それで、中学校の先生方が不安を訴えていると、夏休みの研修の発達障がい部会の中で出ていました。そういうことも含めて、定員の事、それからボーダーにいる子達のことを簡単に分かりやすく説明責任を果たす為にはどの様に説明されるのでしょうか。

特別支援教育室長

定員に関しましては、特に特別支援学校では定めてはおりません。該当する生徒さんにつきましては、教育相談等を重ねながら入って頂いているという状況です。ボーダーのお子さんということですが、評価をする場合、あくまでも中学校におきまして、通常の学級のお子さんは、障がいのないお子さんと共に学習をそのカリキュラムの中でおこなっているわけですから、評価に関してはその中でやって頂くのが当然だと考えます。特別支援学級のお子さんは、特別支援学級のお子さんとしてきちんと評価をして頂くというふうな形になっています。

入試に関しまして、ボーダーのお子さんも沢山みえますが、高等学校のカリキュラムと特別支援学校のカリキュラムは全く違う訳でして、そういったことも踏まえながら、やはり中学校の段階の教育相談、進路相談の中で保護者の方、それと本人との話し合いを十分持って頂きながら、将来そのお子さんがどのような進路先を選ぶのが一番いいかということを選択して頂くことが重要ではないかなと考えます。成績だけとか、一つの条件だけではなく、そのお子さんの障がいの状態も関わってくるでしょうし、そのお子さんのいろいろな条件、状況を踏まえながら、十分に教育相談してくださいよ、進路相談してくださいよという形をお願いをしているというのが現状です。以上です。

#### 委員長

不安を抱えている人達が納得できるような説明とは思えませんが、皆さんに私からお願いしておきたいことがあります。若者自立支援センターも出来て、オープンの際に私も見させていただきましたが、教育委員会も招かれていましたね。三重県で今、何を県民の方が心配し、重要課題と捉えているかです。私は、私学審議会に行っていますが、そこでの議論は、今おっしゃったように、意欲があって、私学できちっと勉強している子以外は、お金もかかるし大変だから税金で、公立高校の教育でやってください、私達私学はそういう子達のことまで考えられませんかというような事をはっきり言われています。そういう問題があるということは、私学の皆さん方も分かっていて、いろいろな課題を抱えている子ども達のことをどうする、どうしなければいけないかという問題は大きいものだということは認識していらっしゃるけど、自分達の分野ではないということをはっきり言われます。私は教育委員会の立場で審議会に出ていますので、そこは教育委員会の方が逆に進学を考えている子達よりも、自立していく子達の方へもっともっと積極的に力を入れてもらわなくては困りますねと釘を刺されています。

この報告2に関しては、これからの改善を続けて行くということによろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 平成19年度三重県中学校総合体育大会、第29回東海中学校総合体育大会及び平成19年度全国中学校体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成19年度三重県中学校総合体育大会、第29回東海中学校総合体育大会及び平成19年度全国中学校体育大会の結果について、別紙の通り報告する。

1頁をご覧下さい。3つの大会ですが、まず始めに平成19年度三重県中学校総合体育大会の結果について説明をさせていただきます。この大会は、7月の27日金曜日から7月31日火曜日にかけて県内各地で開催されました。大会結果につきましては、2頁には団体種目、3頁、4頁には個人種目ということで、それぞれ3位以上について挙げさせていただきました。

続きまして、第29回の東海中学校総合体育大会の結果ですが、5頁をご覧下さい。この大会は8月の7日火曜日から11日の土曜日にかけて、愛知県において開催されました。大会結果につきましては、5頁から7頁に3位以上を挙げさせていただきました。団体競技では、バレーボールの女子で久居中学校が、バスケットとハンドボールの男子で白子中学校が2種目優勝をしました。個人競技の方では6頁ですが、9名が優勝をしました。

最後に全国中学校体育大会の結果ですが、この大会は8月17日金曜日から25日にかけて東北ブロックにおいて開催されました。大会結果につきましては、ベスト8以上を挙げさせていただきましたが、団体競技の方では残念ながら優勝はございませんでした。個人競技、柔道の男子55キログラム級で、菰野中学校の堀内隆作さんが優勝を飾りました。柔道の種目において三重県選手が優勝したというのは初めてということです。以上、3大会についての報告です。

#### 【質疑】

#### 委員長

はい。ありがとうございます。報告3いかがでしょうか。

竹下委員

東海と全国大会で、去年と比べて成績が上向いたのですか、下がったのですか。

スポーツ振興室長

端的に言いますと下がっております。特に全国の方は、昨年は10数種目入賞しておりますので、本年は非常に寂しい状態になっております。

委員長

他にはどうでしょうか。よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 報告4 国民体育大会第28回東海ブロックの大会結果及び第62回国民体育大会について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

国民体育大会第28回東海ブロック大会の結果及び第62回国民体育大会について別紙の通り報告する。

国民体育大会第28回東海ブロック大会は、6月2日土曜日から9月2日日曜日まで、第62回の国民体育大会の予選を兼ね、計29競技110の種別種目において三重県内の各地を中心に開催されました。

青年男女に307名、少年男女に269名の選手と82名の監督役員が参加して熱戦を展開しました。結果は23の種別で国体への出場権を獲得しております。1頁の表で言いますと、本大会出場県名というところの網掛け部分です。ちなみに昨年も数としては同じ23種別の結果でございました。その内の9種別が東海4県中1位での出場権獲得ということで、2頁の下の表に載せてございます。

3頁からは第62回国民体育大会ということですが、秋田わか杉国体という愛称で、9月29日土曜日から10月9日火曜日の期間で開催されます。4頁はその各種目人数になりますが、本県から33競技において選手368名、監督役員85名の合計453名の選手団が参加予定でございます。陸上競技やハンドボール、ラグビーフットボール、テニス等で上位入賞の可能性が 있습니다。昨年の総合成績同様、3年連続30位代を目標に頑張りたいと考えております。またこの国民体育大会の三重県選手団の結団壮行式につきましては、9月19日水曜日に三重県総合文化センター中ホールにおいて望月副知事、鎌田副教育長の出席のもと開催をされることとなっております。以上でございます。

【質疑】

委員長

はい、報告4の方はいかがでしょうか。では健闘期待したいと思います。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### 議案第41号 三重県スポーツ振興審議会委員の任免について（秘密会）

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 議案第42号 職員の人事異動について（秘密会）

人材政策室副室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### 報告5 懲戒処分の指針について（非公開）

人材政策室副室長が報告し、全委員が本報告を了承する。